

県発注の公共工事において社会保険未加入対策に取り組みます

建設労働者の労働環境の改善などの観点から、県では、労務単価への法定福利相当額の適切な反映など、社会保険未加入対策に取り組んできたところです。さらなる対策を進めるため、以下の取組を行います。

1 入札参加資格要件に社会保険加入を追加

◆県の公共工事において、社会保険^{*}に加入していない事業者（加入義務がない者は除く）は、県の入札参加資格がないものとして取扱います(平成 26 年 10 月 1 日以降の入札公告案件)。 (※社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全て)

2 社会保険未加入者への指導

◆発注機関は、元請業者が提出する施工体制台帳で、下請業者が社会保険未加入であることを確認した場合は、元請業者に対して、下請業者への加入指導を行うことを求めます。

◆発注機関において、以下の事項を確認した場合は、当該建設業者に対して、建設業法の所管課が加入指導を行います。

①社会保険に加入していない建設業者が入札に参加した場合

②下請代金の総額が3千万円(建築一式は4千5百万円)以上の工事で、一次下請業者が、社会保険に加入していない場合

3 社会保険加入の確認方法

◆落札候補者に対して、以下の書類の提出を求めて確認します。

①入札参加資格要件審査書類の経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写し

②上記で確認できない場合は、

健康保険・厚生年金保険については、領収証書、社会保険料納入証明書、資格取得確認および標準報酬決定通知書のいずれかの写し

雇用保険については、領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し

しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）推進中



建設部建設政策課技術管理室入札・契約班
(室長)丸山 義廣 (担当)向山 繁幸 小西 徹
電話：026-235-7313 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 3347
FAX：026-235-7482
E-mail gijukan-nyukei@pref.nagano.lg.jp